

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の
制度化に関する有識者会議」
に対する意見
～新たな高等教育機関には高い質を求める～

2015 年 2 月 27 日

公益社団法人 経済同友会

目 次

1. 総 論 ～高い質の高等教育機関を作り二つ山構造へ	1
2. 各 論	3
論点 1 : 既存の大学との制度上の関係性をどう位置付けるか?	3
論点 2 : 「設置基準」「退出メカニズム」はどうあるべきか?	4
3. おわりに ～企業経営者としての心構え～	5

1. 総論 ～高い質の高等教育機関を作り二つ山構造へ

文部科学省が主催する「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）では、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するために、新たな高等教育機関を制度化することが検討されている。

かつては新卒一括採用・終身雇用制度を背景に、社内教育が十分に行われていたため、大学などの高等教育機関における実践的な職業教育の必要性は今よりも高くなかった。

しかし、社会経済構造の変化に伴って終身雇用制度の維持が困難となるなどの事情によって、社内教育の機会が減少している。実際、新卒者が、社内教育が比較的充実しているとされる大企業の正社員として就職できる割合は、今や大卒者の約3割、全体ではわずか15%程度と言われている。

また、長期的な求人動向においては、産業構造のサービス化などの影響により一般事務職の求人倍率が低迷を続ける一方で、いわゆる「士」「師」業やプログラマー、デザイナーなどのカタカナ職種と言われる専門技能を要する職種への求人倍率が高まっている。そこでは、我が国の教育体系上、高等教育の中心的な存在である大学において想定されている、学術的な一般教養を中心とする教育よりも、専門的な実務技能の習得が重要な意味を持っている。こうした職業教育においては、専門スキルの変化や発展に応じて、再び学校に戻って新しい技術や技能を学び直す生涯学習の重要性も増している。

かかる状況の中で、大学への進学率は50%を超え、少子高齢化で大学全入時代を迎えている。すなわち能力特性や職業選択において非常に多様で幅広い層の学生が大学で学んでいるが、現在の大学教育がこうした社会環境の変化、現実の様々な学生のニーズに応じているとは必ずしも言い難い。特に地方の大学には、将来の地方活性化に資する人材育成への貢献が期待されており、これを意識した独自性ある教育が望まれる。一部の大学や高等専門学校（高専）においては既にニーズや期待に対応しているところが存在するが、こうした教育機関が十分に評価されていないことも懸念される。

他方、従来の高等教育体系においては、学術教育よりも下の存在と見られがちな職業教育を行う専門学校の中には、極めて高度な教育を行い、多数の有為な人材を実社会に送り込み、若者から社会人までの幅広い生徒層から強い支持を受けている学校も存在する。

そこで、既存の高等教育の枠組みを見直し、現状の学術重視型の大学を頂点とする一つ山構造から、実践的な職業教育を提供する実学重視型の高等教育機関を大学またはそれに相当するハイレベルなものとして位置づけ、二つ目の高い山を成長させていくことを目指すべきである。検討中の「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」が、かかる方向性を目指すならば、その政策意図は首肯すべきものである。

裏返して言えば、「新たな高等教育機関」は従来の大学の下に準大学的な中途半端な存在を作るのではなく、実学の教育水準と実社会への貢献度において、既存の大学に勝るとも劣らない高質な高等教育機関を目指すべきである。そして具体的な目線の高さとしては、専門学校トップクラス、大学においては実学志向で就職や資格取得で卓越した実績を上げている大学や学部の水準を想定した制度とすべきである。逆に本制度を、私学助成の対象を拡大することで少子化による学生減少に苦しむ一部の専門学校に補助金を配るだけのバラマキ政策にすることは、絶対にあってはならない。

2. 各 論

以上の基本姿勢を踏まえ、公開で行われている有識者会議で議論されている主要論点について、以下のように提言する。

論点 1：既存の大学との制度上の関係性をどう位置付けるか？

上述のとおり、新たな高等教育機関は、現状の大学を頂点とする一つ目の山に比肩する高い質を伴った二つ目の山として位置づけられるべきである。また、新たな高等教育機関の卒業生のうち更に学ぼうとする意欲ある者に対して、大学院へ進学しやすい機会を与えるべきである。したがって、新たな高等教育機関は、大学制度の中に、学士レベルを取得できる 3～4 年制の「職業型大学」制度として明確に位置づけられるべきである。

なお、高専は、学術だけでなく職業教育をも実施する高等教育機関であり、二つ目の高い山を目指すものであったといえるが、現在、多くの学生が高専から大学への進学することからも分かるように、高専も大学を頂点とする一つ山の中に組み込まれてしまっている。この点に鑑みても、新たな高等教育機関を大学と同等であると明確に位置づける必要がある。

他方で、既存の大学については、本会は、かねてより、その存在意義と役割の明確化を提言してきたが¹、様々な学生のニーズに応えるために、既存の大学の中から、その主たる使命を「実践的な職業教育を行うこと」と再定義するところが数多く出現することを期待する。それを後押しするために、学術教育に偏った制度体系となっている現在の学校教育法の大学関連法令の改正も検討対象とすべきである。例えば、現在の学校教育法では、職業能力を育成することを主な目的とする大学は「短期大学」とされ（学校教育法 108 条）、あたかも特異な存在として位置づけられている。このように職業教育を例外的なものとして捉えるのではなく、大学においても真正面から職業教育に取り組むことを可能ならしめるため、学術に比重を置く現在の大学の目的（同法 83 条）を改正し、職業教育を加えるべきである。

今回の「新たな高等教育機関の制度化」に際しては、このような学校教育法をはじめとする大学関連法令の改正も視野に入れつつ、高い志と能力を有する職業教育機関であれば、上位の専門学校だけでなく、既存の大学、短大の中からの転換又は増設も想定した制度とすべきである。

¹ 2009 年 2 月 2 日「18 歳までに社会人としての基礎を学ぶ・大切な将来世代の育成に向けて中等教育、大学への期待と企業がなすべきこと」(経済同友会)

論点 2 : 「設置基準」「退出メカニズム」はどうあるべきか？

大学にしても専門学校にしても、「新たな高等教育機関」となる学校は、修了者に対して、国際的なスタンダードとして職業型大学の「学位」相当として認められる修了証を授与できる高度なカリキュラムによる教育を実践している学校に厳しく限定し、その社会的使命に照らして実質的かつ厳格な基準によって設置されるべきである²。また職業型大学は、社会経済の変化に応じて必要とされる実学も変化するため、必然的に実社会と志望者の両方から厳しい市場規律に晒される宿命にあり、新陳代謝が起きることを前提とした制度でなくてはならない。すなわち退出メカニズム（廃止基準や在学生の救済など）も整備する必要がある。

具体的には、設置基準については、次の点を基準策定の際に考慮するべきである。

- 学生・卒業生や就職先の評価、資格取得・就職・所得上昇の状況などの技能・実学の習得成果と関連する指標に重点を置き、教育の質を高める。
- 卒業生の社会的評価だけでなく、職業型大学の産業界に対する貢献状況など産業界からの評価を重視する。
- 実社会で通用する一定レベル以上の資格試験合格を単位として認める。
- 教員資格として博士号が実質的な要件となっていることに鑑み、これを大幅に緩和または撤廃する。逆に博士号を有していたとしても実社会における実務経験がなく職業教育の訓練を受けていない教員比率に上限を設ける。
- 現状の大学設置基準に定められているスポーツ施設や図書館など、職業教育との関連性が薄い、あるいは e ラーニングや電子図書館など IT 活用で代替可能な物的設備の形式的な基準は必要ない。
- 職業型大学のガバナンスを担保するための機関設計を行い、各機関の機能・権限・責任を明確化する。

また、退出メカニズムの関連では、まず成果と関連する指標（就職状況や資格取得状況など）の詳細な公開を義務付け、さらにはその成果に応じた補助金

² 例えば、JABEE（一般社団法人日本技術者教育認定機構）は、国際的に通用する技術者の育成を目的として、大学等の高等教育機関の工農理系学科で行われている技術者育成に関わる教育の認定を行っている。これは、新たな高等教育機関の制度設計に関する一つの参考になる。

の支出を実施する。さらには、成果に連動した廃止基準と廃止方法を明確化することによって新陳代謝を促し、質の高い高等教育機関を後押しする仕組みを組み込むべきである。また、それと同時に、廃止する学校に所属する学生を保護する制度の整備が不可欠である。

大学院レベルにおける職業教育型の高等教育機関である法科大学院や教職大学院の失敗に鑑みると、制度スタート時点において質を伴わない「新たな高等教育機関」を乱立させ、実力のない大学や専門学校に対して新たな補助金を配った挙句に多くの「新たな高等教育機関」が立ちいかなくなる結果にしてはならない。そこで設置基準の運用にあたっては、既存の大学のうち実質的かつ質の高い実務教育を実施しているものが職業型大学に移行又は増設することは積極的に支援されるべきではあるものの、現実至今已の専門学校から移行できるところは当初は10校程度となるような狭き門とするべきである。その後、3～5年後に必要な業種や既存職業型大学の状況を検証し、必要に応じて退出と同時に新たな職業型大学を追加していくべきである。

3. おわりに ～企業経営者としての心構え～

最後に、本会は、教育界がその役割を果たすために経済界が支援できることとして、職場体験やインターンシップ、専門分野における授業の支援を行うことを提言してきた。

実践的な職業教育を行うにあたって、企業等のニーズを踏まえ、実態に即した教育内容を実現する必要がある。そこで、新たな高等教育機関においては、企業等との連携を重視するべきである。

他方で、その職業教育の結果を享受するのも企業であるから、我々企業経営者としては新たな高等教育機関における実践的な職業教育を支援していくべきである。これに対応する形で、教員資格を定めるなど、企業側が協力しやすい体制を整備する措置が講ぜられるべきである。

また、それぞれの企業は、都市部の有名大学という画一的な基準によって採用するのではなく、職業型大学や既存の大学における教育内容やその成果を厳しく精査し、教育内容や成果に紐づいた採用を実施することによって、教育内容の高度化や新陳代謝の促進を後押ししていかなければならない。

以上